

福島中央テレビ 人権方針

福島中央テレビは、「ふくしまを盛り上げるテレビ」のコーポレートスローガンのもと、放送を中心とした報道機関として、総合コンテンツ企業として活動しています。そして、私たちのすべての活動は、人権尊重を前提に成り立ち、放送という公共性の高い事業を担う上で、今後も人権尊重の責任を果たしていきます。そして、視聴者から信頼され続けるテレビメディア企業であるため、以下の人権方針を定めます。

適用範囲

この方針は、福島中央テレビのすべての役員、従業員に適用されます。また、ビジネスパートナーの皆さまにも、この方針に基づく人権尊重の遵守を期待します。

人権の尊重へのコミットメント

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」および OECD「多国籍企業行動指針」に基づき、国際人権章典、労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関(ILO)宣言などの国際規範で定義される人権を支持、尊重します。

差別・ハラスメントの禁止

人種・民族、性、職業、境遇、信条をはじめ、性的指向・性自認や障害の有無などを理由としたあらゆる差別を認めません。特に、社会的弱者やマイノリティの人々、未成年の人権に配慮し、尊重します。個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるあらゆるハラスメント行為を許しません。

労働者の権利の尊重

強制労働、児童労働を禁止し、結社の自由と団体交渉権を尊重します。また、労働時間や賃金、職場の安全衛生に関する法令を遵守するとともに、プライバシーを尊重し、心理的安全性を高め、積極的、自発的で、創意工夫のある、良質なコンテンツを制作でき、働きがいのある職場環境の整備に取り組みます。

報道機関・総合コンテンツ企業としての姿勢

報道機関として発信する情報、放送を中心に提供するコンテンツサービスは、表現の自由を守るとともに、すべての人権を公平に取り扱い、その尊厳を傷つけることのないものとします。また、自社番組など制作するコンテンツ全てにおいて、視聴者や出演者、取材対象者等すべての人々の人権に配慮した表現を心がけます。また、活動を通して社会全体の人権意識の向上に貢献する取り組みも推進します。

人権尊重の取り組みを実践する方法

この方針を福島中央テレビの全ての役員、従業員が理解し、行動するよう継続して周知啓発します。幅広いステークホルダーと対話を重ね、協力して人権尊重に取り組みます。社内に人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、事業活動にかかわる人権侵害等を防止・軽減する取り組みを継続的に行います。また、人権に対する負の影響を引き起した場合は、速やかに救済・是正し、再発防止に取り組みます。

福島中央テレビは、社会環境の変化を踏まえて、更なる人権尊重に関する取り組みを強化していくため、本方針について、定期的に点検し、必要に応じて見直しを行います。

2025年9月10日策定
株式会社福島中央テレビ
代表取締役社長 尾崎和典